

令和3年度 第1回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年4月14日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第1回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和3年4月14日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第1号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
議案第2号 青梅市社会教育委員の委嘱について
議案第3号 青梅市青少年委員の委嘱について
議案第4号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について（追加議案）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（規程の制定）について（教育総務課）
- 2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（人事案件）について（指導室）
- 3 令和2年度青梅市立小・中学校卒業式および令和3年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室）
- 4 令和3年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）
- 5 令和3年度青梅市教育委員会主催研修会・委員会等日程一覧について（指導室）
- 6 ネットたまぐーセンターカフェ経営事業者等募集について（社会教育課）
- 7 青梅市図書館特別整理に伴う休館について（社会教育課）
- 8 くん蒸消毒および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館について（文化課）
- 9 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 令和2年度後期後援名義使用承認結果について（教育総務課）
 - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

協議事項（再掲）

- 1 令和3年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（学務課）
 - 2 令和4年度に使用する青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書の検討について（学務課）
 - 3 青梅市就学の援助に関する規則の一部改正について（学務課）
 - 4 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について（学務課）
 - 5 青梅市新学校給食センター整備事業の答申時期の変更について（学校給食センター）
 - 6 青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱の制定について（社会教育課）
-

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳 一 郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	芥 川 純 一 郎
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひ と み
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈 都 子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 辺 雅 哉

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和3年度第1回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、稲葉委員を指名いたします。

【委員（稲葉）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項2につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

また、本日は、終了後、美術館への施設訪問を予定しておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

【委員（大野）】 学校になかなかこういう状況で行けませんので、後ほど各課からの報告があると思いますけれど、どういうふうに社会教育とか学校教育が現在進んでいるのか楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

ほかには特にございません。

【委員（稲葉）】 4月5日のNHKの「あさイチ」を見ましたら、富山の小・中学校の対応というのが紹介されていまして。コロナ対策のところで医師と連携を組み合わせながら、いろいろな行事とかクラブ活動を「できない」ではなくて「どうやったらできるか」というところを考えて、コロナ対応策の一連の指針みたいなものを作成したというニュースが出ていました。青梅市も医師と連携をとりながら、コロナ対策を安全にとれたらいいなと思いました。

それから、菅総理がこども庁の話を持ち出しています。やっぱり文部科学省と厚生労働省のところで、縦割りではなくてきちっと一括して0歳から18歳までの連携がとれた子どもの発達とか教育を見守っていこうという庁ができるといいなとずっと思っていましたので、嬉しいなと思ったのですけど。ぜひ岡田教育長が在任の間に、青梅市も子ども家庭支援課と教育委員会という厚労省・文科省の一元化ができればいいなと思うので、教育長、頑張ってくださいと思います。

以上です。

【委員（榎本）】 先日、郷土博物館の郷土工芸技術展に行ってみりました。青梅だと織物ぐらいしかないのかなと思っていたのですが、行ってみたら、美術的な価値のある青梅傘とかダルマ、あと後ろにそれぞれの詩が載っている青梅煎餅の焼き型など、見られてよかったです。

先ほども教育長から昔の写真を見せていただいたのですが、昔の青梅煎餅の店がうちの近所にもありまして、そのシールが残ってまして、とても懐かしかったです。

あと、宮崎邸も見たのですが、人がたくさんいまして、この前の総合教育会議で古民家の活かし方についての話し合いもありましたけれど、あの辺には食べる場所がないので、そういう食事処があってもいいのかなというふうに感じました。

以上です。

【委員（百合）】 4月10日に五百城文哉作品展を見にいってきました。とてもよくて、高山植物の、絵なのに写真か図鑑でも見ているかのように細かいところまで丁寧に描かれていて、楽しかったです。今日はまた後半、美術館の方に行けるので、詳しくいろいろお話を聞かせてもらえたらいいなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

私の方からは、昨年に続きまして入学式に出席できなかったということで、あそこに行ってお祝いの言葉を述べてまた新しい年度が始まったなというのが、去年、今年とできないのが非常に心残りでした。

お手元に郷土博物館の新収蔵品展のチラシがありますが、前の中村教育委員さんのお宅からたくさん寄贈をいただいています。お爺さんが初代青梅市長でしたので、いろいろな珍しい品々があります。特に裏面の第八期本因坊戦第二局対局記念碁盤と碁石というのは、今の美術館の隣にありました四季楽園で対局されたときに使われたものということで、これは一度見てみたいと、できれば、この碁盤で対局してみたいと、個人的には思いました。そういう貴重な品々が今回収蔵できたということで、収蔵品展を楽しみにしております。

私からは以上ですが、事務局で何か報告等ありましたら順次お願いしたいと思います。どなたかございますか。特に新年度に入って、それぞれ各課でトピック、あるいは例年と違う課題があれば、まとめて指導室長からお願いします。

【指導室長（手塚）】 新年度に入りまして、まん延防止等重点措置という形で対応していかなければならないことが続いています。このことについては先日、校長会長と統括校長に来ていただきまして、今後の対応について教育委員会と学校とでどのような形で協議をしていけばいいのか、そしてどのように進めていけばいいのかということを検討したところです。その内容は、先ほどの通知の中に書いてあるとおりでございますけれども、今後どういうふうになっていくのかわかりませんので、各学校の方には柔軟な対応をとれるようにということを連絡したところです。

あわせて、本年度はオリンピックの年になっていまして、各校長としましては、オリンピックの開催に対しての観戦をどうしていけばいいのかということ、計画上は入っていますけれども実施された場合はどうしていけばいいのか、また実施しなかった場合にはどうすればいいのかということも関心が高いようです。

そういうことも踏まえながら、指導室としてはなるべく多くの情報を学校に提供しながら、学校が戸惑わないように、こちらの方から一歩先に進みながら各学校を導いてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

【学務課長（榎戸）】 学務課では保健衛生関係としまして、今年度の児童・生徒の健康診断につきましては、予定どおり1学期中に終わらせることを目途に始めており、今のところは特に問題なくやれております。

それから、特別支援の関係ですけれど、就学相談に関しましてリーフレットを毎年作成しているのですが、今年度はその中に相談の締切りの日を設けました。昨年度なども年度末にかたよってしまって、就学支援委員会を臨時会で開いて、多いときには十数人の審査を行うようなこともございましたので、できるだけそういったことがないように、計画立ててできるように、保護者の方向けのリーフレットの中にも目安として締切日を設定させていただきました。

最後に、最近話題になっています生理の貧困ということで3月定例会の予算決算委員会でも山内副議長からお話があったのですが、防災の備蓄品を防災課の方から譲り受けまして、そちらを学校に配布できるように、今私の方で準備しているところです。配布の方法などについては学校と詰めていかなければいけないと思うのですが、できるだけ早めに配布していきたいということで今行っているところです。

学務課からは以上でございます。

【教育長（岡田）】 ほかはよろしいでしょうか。

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（規程の制定）について（教育総務課）

【教育長（岡田）】 それでは次に、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（規程の制定）について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、報告資料1をご覧ください。青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（規程の制定）について、ご説明申し上げます。

内容は、青梅市教育委員会要綱等にもとづく申請者等への押印の求めを廃止する規程の制定になります。本来であれば、規則や規程の改正に関する事項につきましては、協議事項でお諮りし、ご承認いただいた後、議案として可決をいただいております。しかしながら、本件につきましては、昨年10月7日の定例会でお諮りしました吉川英治記念館の防犯カメラの設置に

おける青梅市教育委員会防犯カメラの管理および運営の要綱に関する規則の一部改正について専決の処分を報告したときと同様となっております。4月1日から施行しないと市民の不利益が見込まれて、かつ遡及適用ができないため、また本日の教育委員会の可決を待ついとまがないことから、専決処分をさせていただいたものです。

まず、報告資料1の最後のページの参考をご覧ください。

本題にもございます青梅市教育委員会事務委任規則を適用することになります。昨年10月7日の定例会のときと同じ説明になりますが、この青梅市教育委員会事務委任規則の中で、第1条(1)から(13)の各項は、教育長にその権限を委任できないものとなっております。つまり、教育委員会に諮って承認、可決、同意等が必要になるものが、各号の項目になります。

そして、第1条の(2)「教育委員会規則等の制定、改廃に関すること」がありますので、今回の規程の制定もこれにあてはまり、教育長に権限を委任できないものとなっております。しかしながら、今回のように教育委員会の可決を待たず執行しなければならない規程の制定が発生してしまった場合などについては、その下の網かけの第2条になります。第2条には、「教育長は、前条各号に掲げる事項について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがないときは、教育長は臨時に代理することができる」とあります。今回、このパターンになります。

さらに、その下の第3条ですが、「教育長は、次に掲げる事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない」とあります。この「次に掲げる事項」とは、第3条の(1)「教育長に委任した事務で重要なもの」と、(2)「前条の規定により教育長が臨時に代理した事項に関すること」とあります。今回も、このように規程の制定についてすでに教育長が臨時で代理して執行したものを、専決処分として今回の定例会に報告するというものでございます。

専決処分の内容は以上で、続いて内容についてご説明申し上げます。

資料2枚目をご覧ください。青梅市教育委員会要綱等にもとづく申請書等への押印の求めを廃止する規程要綱であります。

まず制定の理由ですが、教育委員会で所管しております要綱、要領その他基準等にもとづいて、個人や事業者へ申請書等への押印を求める規定を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、前にも説明させていただいたのですが、各要綱、要領で定めている様式中の丸印を削除し、押印を求めない様式にしようとするものです。

要綱、要領については数多く存在しているため、その要綱、要領を一つずつ改正すると膨大な手間と時間がかかることなどから、これら要綱、要領に規定する押印の求めをまとめて廃止するという規程を制定するものです。

施行期日は令和3年4月1日とするものです。

前回の定例会で、教育委員会規則と教育委員会規程の押印の廃止にかかる案件を承認していただきましたが、要綱、要領等を取り扱う本件についても、本来は前回の定例会に諮るべきで

したが、市長部局で一括して作成するはずだった本案について、市長部局との連携不足により、このように専決処分となってしまいました。大変申し訳ありませんでした。今後はこのような事態を招かないよう、よく確認を行うなど注意して事務を進めてまいります。

説明は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということにさせていただきます。

3 令和2年度青梅市立小・中学校卒業式および令和3年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項3、令和2年度青梅市立小・中学校卒業式および令和3年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、報告資料3をご覧ください。令和2年度青梅市立小・中学校卒業式の実施結果についてであります。

令和3年3月24日（水）に小学校、19日（金）に中学校、21日（日）に東小・中学校におきまして、令和2年度の小・中学校の卒業式が行われました。小学校が17校、中学校が11校で、記載のとおり、国旗につきましては式場・式場外ともに掲揚されています。国歌につきましては新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、起立の上、歌唱入りの音源を会場内に流すよう東京都教育委員会より都立学校宛てに指示があったことから、このことを受けて本市においても都立学校に準じて同様の対応を行ったところでございます。

裏面をご覧ください。令和3年度市立小・中学校入学式の実施結果についてでございます。

小学校は4月6日（火）、中学校は4月7日（水）に入学式が行われました。なお、東小・中学校は実施をしておりません。小学校は16校、中学校は10校、記載のとおり国旗は式場、式場外に掲揚されました。国歌につきましては、起立の上、卒業式と同様の対応がとられております。

以上、適正に実施されましたので、ご報告をさせていただきます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

実際には出席していないと実感がありませんが、そういうことで粛々と厳粛な中に行われたということで、ご承知をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

4 令和3年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、令和3年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 報告資料4をご覧ください。令和3年度青梅市立小・中学校教育課程概要について報告をいたします。

各学期の始業式、終業式の実施については記載のとおりとなります。1学期の終業式、2学期の始業式、3学期の始業式にばらつきがあります。このことにつきましては、各学校長の経営方針によって事前に認めたものとなっております。

次に、学校行事等についてです。運動会・体育祭の開催については、1学期に実施されるのは小・中学校合わせて8校、2学期が小・中学校合わせて20校となっております。なお、この数については、昨年度に比べて秋に行われる大会が多くなっているという傾向があります。実施方法については、各校は感染対策を講じた上で運動会の形式を変え、小学校では午前中に終了させるなどの工夫改善をしながら実施する学校もあると聞いております。本年度、教育委員の視察につきましては、検討をこれから進めてまいりますので、改めて連絡をさせていただきたいと思います。

ご存じのとおり、現在、国は都の23区および6市に対してまん延防止等重点措置を適用することとなりました。本市はこの対象区域に指定されておられません。しかしながら、都内の感染者数は増加傾向にあることから、引き続き感染対策を講じた上で教育活動を実施していくとともに、感染者が急増した場合については安全を第一に考え変更することも考えます。

私の方からは以上になります。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

これでまた運動会なども来賓としては行けなくなる形ですかね、当面は。

【指導室長（手塚）】 そういうことになるかなと、今ちょっと思っております。

【教育長（岡田）】 秋には行けるようになっていいですね。

【委員（稲葉）】 一人ずつでも分散して行けないかなと思うのですけどね。

【指導室長（手塚）】 検討してみます。

【委員（稲葉）】 やっぱり展覧会とか拝見したいし。その辺は、一人ならどう？という感じで。

【教育長（岡田）】 展覧会のころには、ワクチンの予防接種をして抗体のできている方もおられれば、その方は行けるかもしれないですね。

よろしいでしょうか。

5 令和3年度青梅市教育委員会主催研修会・委員会等日程一覧について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項5、令和3年度青梅市教育委員会主催研修会・委員会等日程一覧について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 報告資料5をご覧ください。令和3年度指導室行事予定表教育委員会主催研修会について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、3月22日版となっておりますが、1枚おめくりいただきまして、

4月をご覧ください。4月には、少し修正等させていただいたものを差し替えて載せさせていただいております。

例えば今年度につきましては、4月23日（金）ICT活用推進委員会①というのがございます。これは学力向上推進委員会と情報教育推進委員会を合わせて年6回開催する、ICTの活用について、また授業改善について中心とした会でございます。

一部修正等させていただいておりますので、また日程等修正がありましたら、改めてその修正の部分についてお伝えさせていただきたいと思っております。

市の教育委員会の主催する事業につきましては、基本的には中止・延期等は伺っておらず、集合でやっていく予定でございます。内容によっては、一部オンラインも考えております。また、都の教育委員会の関係事業は、今のところオンライン中心、もしくは書面開催ということになっております。

指導室の行事予定表につきましては、先ほども申しましたとおり、今後も変更等の可能性がございますので、そのときには皆様にお伝えしたいと考えております。

以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

6 ネットたまぐーセンターカフェ経営事業者等募集について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項6、ネットたまぐーセンターカフェ経営事業者等募集について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、青梅市文化交流センター内カフェ事業者募集要領についてご説明いたします。

その前に、今回の募集選定に至るまでの経緯をご説明いたします。

令和元年4月13日の文化交流センターオープンから、一般社団法人東京おうめDMOにカフェの営業をお願いしておりましたが、店舗の営業を任されていた女性従業員が脳梗塞のため倒れ、一時休止をしておりました。リハビリをして少しずつ営業を再開しておりましたが、令和3年度についてもこのまま営業を継続するという話を聞いておりましたが、3月下旬に急遽、3年度の営業は厳しいとの連絡が入ったため、事業者選定委員会を設置して事業者を選定する必要が生じました。なお、これは2年前のオープニング当初と同じ事業者選定方法で実施する予定でございます。

それでは、報告資料6をご覧ください。

まず、1の目的についてであります。青梅市文化交流センター内において、来館者を対象としたカフェの経営を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続について定めたものでございます。

2の施設概要、3の施設使用の許可については、記載のとおりでございます。

4の応募資格ですが、応募できる事業者は、法人の場合は都内に事業所を有していること。個人の場合は住所地が東京都内であること。以下、(2)から(9)に該当する事業者となります。

次に、5の「青梅市文化交流センターカフェ営業に関する仕様書」についてですが、これについては目的が、この募集要領は青梅市文化交流センター内において来館者を対象としたカフェの経営を行う事業者をプロポーザル方式により選定する必要について定めたものでありまして、これについてはこの場では準備しておりませんでした。後ほどお持ちしたいと思いません。

続きまして、6の事業者の選定方法についてですが、プロポーザル方式による競争とし、競争に参加する事業者から提出される企画提案書等の内容を市職員で構成する青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会において審査した上で、最も適切であると判断した事業者に決定するものとしております。

7の応募手続等、8の応募にかかる企画提案書、9の審査方法等、10の覚書の締結につきましては、記載のとおりとなります。

11のスケジュールでございますが、4月15日配布予定の広報おうめにて周知するとともに、青梅市ホームページでも周知をしております。参加申込受付期間は4月15日から30日までとしております。また、企画提案書のプレゼンテーションは5月13日に実施する予定でございます。応募者へ結果通知を5月下旬までに送付するとしておりますけれども、できるだけ早く送付をし、6月中旬までに営業を開始したいと考えております。

最後に12のその他の事項につきましては、記載のとおりとなっております。

説明は以上です。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(大野)】 契約した場合、有効期間というのは何年なのでしょう。

【社会教育課長(和田)】 1年更新ということで、1年経過する2月ごろには事業者に意思確認をしているところでございます。

【委員(大野)】 余計な心配なのですが、こういうコロナ禍の状況の中で、たぶん来客の数もそれほど見込まれないだろうと思えますけど、手を挙げてくれる業者さんがおられるのかなということが心配です。多少見通してみたいなものがあのでしょうか。

【社会教育課長(和田)】 選考については公平・公正に選定をしておりますが、応募してくれそうな業者が1業者、ありそうな感じでございます。

【教育長(岡田)】 せっかくいい人で、ずっと続けてほしかったので残念ですが、病気ということでやむを得ず新しい事業者を探すようになりました。施設にふさわしい料金体系でやっていただける事業者さんが見つかることを願っているところです。

よろしいでしょうか。

7 青梅市図書館特別整理に伴う休館について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項7、青梅市図書館特別整理に伴う休館について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、青梅市図書館特別整理に伴う休館についてご説明いたします。

報告資料7をご覧ください。こちらは訂正がございましたので、机上配布させていただいております。訂正箇所につきましては、6の中央図書館の休館の日程でございますが、当初、令和3年6月22日（火）～6月27日（日）と掲載をさせていただきましたが、実際は6月28日（月）までの7日間でございます。訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、資料7を説明させていただきます。

これは、青梅市図書館の休館を規定しております青梅市図書館条例第4条第5項の規定する休館の中で、特別整理期間、毎年1回15日以内という規定にもとづき、毎年行っているものでございます。

作業内容につきましては、すべての図書館資料があるかないかという蔵書検索、一般的にいますと棚卸を行います。また、その他の書架や図書等の清掃を行いまして、市民の皆様にご気持ちよく利用いただける図書館を目指して、館内の整備をしているところでございます。

また、休館に伴う利用者の皆さんの不便を軽減するため、市内の図書館を4回に分けて実施する予定でございます。

実施期間および実施館は、令和3年6月1日（火）～6月4日（金）までの4日間につきましては梅郷図書館、小曾木図書館、今井図書館の3館でございます。6月7日（月）～6月11日（金）までの5日間につきましては青梅図書館と大門図書館。同時期の6月8日（火）～6月11日（金）までの4日間につきましては成木図書館でございます。次に、6月14日（月）～6月18日（金）までの5日間につきましては長淵図書館と新町図書館。同時期の6月15日（火）～6月18日（金）までの4日間につきましては沢井図書館で実施をする予定でございます。最後に、6月22日（火）～6月28日（月）までの7日間につきましては中央図書館で実施いたします。

なお、休館の間のポストへの返還は可能でございます。

また、この特別整理に伴う休館につきましては、広報おうめ、図書館ホームページ、館内ポスター等で市民の皆様にご周知させていただきます。

説明は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

8 くん蒸消毒および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館について（文化課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項8、くん蒸消毒および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料8、青梅市立美術館のくん蒸消毒および所蔵作品写真原版作製等に伴う臨時休館についてをご覧いただきたいと存じます。

まず、1の理由につきましては、本館展示室のくん蒸消毒、館内整理および設備修繕、所蔵作品写真原版作製および次期展覧会開催にかかる展示替えのため、次のとおり臨時休館とするものでございます。

2の臨時休館の期間につきましては、令和3年5月31日から9月17日までとするものでございます。

3の臨時休館の日程および業務内容につきましては、それぞれの期間中に行う業務を記載しております。5月30日までの会期であります現在開催中の特別展の終了後、展示作品の撤去等を5月31日から6月2日にかけて行います。

次に、6月3日から15日までは、本館第一・第二展示室のくん蒸消毒を行います。このくん蒸消毒とは、美術館の収蔵作品を害虫やかびの発生から守るため専門業者に委託し、薬剤を使用して殺虫殺菌処理を行うものでございます。

次に、6月16日から9月7日まで、館内整理および設備修繕と、所蔵作品写真原版作製を行います。これは近年、館内の空調設備の経年劣化に伴いまして、夏の猛暑日に気温が上昇し、夜間も気温があまり下がらないという熱帯夜が続くことで、空調設備の負荷がかかり故障等も発生していることから、昨年度から空調設備の更新ができるまでは夏の時期の開館を控えまして、その間、開館中にできない館内整理や設備修繕、所蔵作品の写真撮影などを行うこととしたものでございます。

次に、9月8日以降の業務といたしましては、9月18日からの特別展「創立100周年記念 青梅信用金庫所蔵美術展」の開催に向けた準備や展示作業などを行います。

最後に、4の休館日の周知方法につきましては、市広報やホームページによる周知や、観光案内所やかんぼの宿等へも情報案内を行います。

説明は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 写真原版作製で、今年は130点分とあるのですが、これまでどのくらい写真原版をつくってきたのでしょうか。

【美術担当主幹（田島）】 本来的には作品を収蔵した段階で写真を撮っていくべきなのですが、当館の場合それができておりませんで、全体でまだ700点以上が未達成という状態

になっております。ただそれも一点ずつまた数え直していくと、1,000点以上はまだあるかもしれないというような状態しております。

写真原版の作製費用というのが大体1点当たり5,000円から1万円という価格帯なので、1年間で20万から30万ぐらいしか予算がつかないので、130点ぐらいの数ということにしかならないので、全部撮り終わるのはずっと先の話です。

【委員（大野）】 青梅バーチャル美術館みたいな形で、青梅の美術館の中の収蔵品を見て歩くような、そういうようなページができたらいいなと思うのですが。たぶんつくるのでしたら、こういう写真原版をもとにつくるのかなと思うのです。そうすると、そういうバーチャル美術館は先が長いですね。

【美術担当主幹（田島）】 写真が撮り終わらないとまず始まらないというところもありますが、もう一つ、TPPの関係で著作権法も日本は70年に延びましたので、当館もそうですけれども、近代美術を扱っているところというのは、もう基本的にはバーチャルであろうが何であろうが公開するのに常に著作権に注意しなければならないので、ほぼ不可能です。今実施しているのは東京国立博物館と科学博物館、あそこのもはほとんど全部著作権が切れていますので。あと工業製品には著作権ないですから。そういうことで、古美術のところはできますけれども、やはり近代美術を扱っているところは、それは基本的にかなりハードルが高い。当然その著作権をクリアするということはお金を払うということになってきて、紙媒体でも高いのですけれども、電子とか要するにアクセス数が予想できないものというのは課金がわからないので、計算ができないのですね。そういう面でのハードルが高いというご理解をいただければと思います。

【教育長（岡田）】 そういうことをご理解をいただきたいと思います。
ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

9 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和2年度後期後援名義使用承認結果について（教育総務課）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項9、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（百合）】 成人式が今年はなくなってしまったのですけれども、それに代わるものとい

うのは何か計画はされているのでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 成人式につきましては、残念ながら1月のときには中止といたしました。令和3年度におきましては、新型コロナが落ち着いて大丈夫な時期になりましたら、何らかの形でそれに代わるものを実施していくよう検討していきたいというふうに考えているところでございます。今の段階ではまだ具体的には考えておりません。

【教育長（岡田）】 特にこの社会教育委員会議の中でも委員さんから、成人式ができないのは残念だとか、やむを得ないとか、いろいろご意見がありました。社会教育委員さんの中では、中止になって何かそれに代わるものについてご意見とか出ていましたか。

【社会教育課長（和田）】 社会教育委員会議においても、代替の事業を実施するよう今後検討してまいりますという話をさせていただきました。その中で委員さんの意見としては、まだコロナが終息に向かってないのにやる方向で考えるのはいかがなものかと、逆にそういった意見は伺いました。それに対しまして、コロナが終息して落ち着いた時点で今後検討してまいりますということで再度回答しているような状況でございます。

【委員（榎本）】 最近だいぶわかってきたんですけど、感染リスクを高めるのは、式そのものよりもその後の個々の行動にかかっているなということを感じます。ですので、式は距離をとってやっていくという形で再開できたらなというふうには考えています。

【委員（稲葉）】 大学の入学式で、13回に分けて入学式をした大学があったんですけど、やっぱり1回で無理ならば、午前2回・午後2回で分散しての成人式は可能かなと。私は、13回同じ祝辞を述べた学長の心意気に感動いたしました。だからその辺は、できないじゃなくて、どうやったらできるかというところを考えていくことも大事だなと思っております。

【社会教育課長（和田）】 今の段階ではまだ具体的に決まっていらないのですが、そういった委員さんのご意見を伺いまして、それを踏まえて検討してまいりたいと思います。

【教育長（岡田）】 中学校ごとに学校の体育館でやるとか。季節的に暖かくなってくると、そんなに振り袖を着るという時期でもなくなっちゃうのでね。ただ集まるということは、先ほどの式じゃなくてその後の感染リスクを高めることになっちゃうので。かといって、成人を迎えた人にワクチン接種は当分望めないで、どういう手法があるか、またコロナのまん延状況を見ながら考えるしかないかもしれないですね。やりたいけどできないという状況もありますので、無理やりやるリスクはかなりあるかなと思います。式をやっただけで終わるわけではないので、その後の行動も考えつつ検討する必要があるかもしれません。この辺はまたよく社会教育委員会議の中でも意見を聞きながらお願いします。

国では、都立学校に向けても、GoToキャンペーンが再開するまでは修学旅行等、他府県への宿泊は延期となっていますので、その辺の足並みが整いつつあるかなと思っております。

ほかにありますか。

【文化課長（北村）】 1カ所訂正をさせていただきたいと思います。生涯学習事業実施結果の中の最後の欄ですが、吉川英治記念館での雛人形展示の期日につきまして、2月20日～

3月7日となっておりますが、2月20日～3月14日に訂正をお願いいたします。謹んでお詫び申し上げます。

【教育長（岡田）】 昔はよく、雛人形を飾るのは早くてもいいけど、早くしまわないとお嫁に行けないと言われてましたね。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 令和3年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について（学務課）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和3年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、協議資料1をご覧ください。令和3年度青梅市特別支援学級（知的固定）教科用図書採択要領についてご説明申し上げます。

通常の検定済教科書の採択につきましては、原則として採択後4年間は同一の教科書を採択することとなっております、小学校につきましては令和2年度から令和5年度まで、中学校につきましては令和3年度から令和6年度まで同一の教科書を使用することになります。しかしながら、小・中学校の特別支援学級で使用する教科書につきましては、教科により当該学年用の通常の教科書を使用することが適当でないときは、学校教育法第9条、同法施行規則第139条の規定によりまして、教科書として一般図書を使用することができることとなっております。また、学校教育法附則第9条の規定にもとづき、一般図書につきましては例外として毎年採択することができるものでございます。したがって、令和4年度に知的固定の学級で使用する教科書について一般図書を採択する必要があるかどうか、また必要な場合の一般図書の選定について、本年度検討を行うものでございます。

協議資料の1. 目的は、先ほど説明したとおりでございます。

2. 採択の基本方針につきましては、記載のとおりでございます。

3. 採択の時期でございますが、教科書の採択につきましては、令和3年8月31日までに
行うこととなっております。

4. 採択のための組織および運営につきましては、(1)としまして、特別支援学級の教科書採択を公正かつ適正に行うため、青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会を設置するもので
ございます。

以下、(2)から裏面の(9)までにつきましては記載のとおりでございます。

5. 実施時期については、令和3年4月14日から実施し、同年9月1日に廃止するもので
ございます。

よろしくご協議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 一般の本も使うということですけど、先生からこういう本を使いたいという要望があるということですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 一般図書一覧というものもございしますが、先生方からこのようなものということでも出る場合もございします。

【委員（榎本）】 今回、協議事項としてあげたのは、何か前回と変わったこととかあったのでしょうか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 毎年度のことでございますけれども、ここで要領については毎年確認をさせていただいているところでございます。

【教育長（岡田）】 昨年度は中学校、一昨年度は小学校の全体的な大きな採択が終わっておりますので、今年度は知的固定のものだけということです。逆に、小・中学校一般のものは1社を選ばなければいけないですけれども、特別支援のものについては幅広く、要望があったものをすべてから認めていくという方向です。その点は、選択しなければいけないのではなくて、あがってきたものをすべて原則認めていくような方向で進めたいと思っております。

【委員（大野）】 一つ確認なのですが、知的固定と情緒障害の固定の学級も、教科書については毎年採択するのかなと思っていたのですが、一般図書については毎年採択ができるというような今のご説明だったかと思うんです。仮に情緒障害学級で、一般図書の方がこの学年のこの子たちには向いているということで学校から希望があった場合、音楽で学校の教科書でなくてこういう歌集でその子たちに向けたのがあるから、それを教科書としたいんだとか、そういうのがあっても、一旦決めると、通常の学級で使う教科書を特別支援学級で使うとなったら、4年間採択しないということになりますか。

【教育長（岡田）】 今のは知的固定でなくて情緒固定の場合のケースですね。

【委員（大野）】 知的固定でも教科書を使うというふうな学級があるのではなかったでしたっけ。例えば下学年のものを使うとか。

【教育長（岡田）】 それは採択していますね。

【委員（大野）】 採択を一旦したら、文科省の検定を得た教科書を使うという採択をしたら、例えば翌年度、しかしこの学年のこの子たちには一般図書を使った方がもっと効果があがるなどなった場合も、変えずに4年間いかなければならないのでしょうかということを知っているのです。

【教育長（岡田）】 検定本、ホシ本、一般図書、それについての知的固定についてでいいわけですよ。

【委員（大野）】 知的であろうと情緒であろうと。

【教育長（岡田）】 では知的と情緒と分けて説明していただけますか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 知的固定につきましても、一般図書も含めた中で、検定本、ホシ本、それから一般図書といった形での、見直し検定採択の中では出てくることもございますので、

それは毎年見直しております。知的固定についてはそうっております。

また、情緒固定につきましては、教育課程上、通常の教科書を使用できるお子さんが入っていらっしゃると思いますので、基本的には通常の学級で使う教科書を使っており、一部のお子さんにおいて、または学年において、下学年でありますとか、別の一般図書を使用したいといった場合には、教科書としてではなく、そのお子さん、そのグループに応じた形で、副教材的な形で使用していただいていると、そういった流れになります。

【委員（大野）】 すみません、制度上の問題を聞いているのです、制度上。つまり、教科書として使うことになっているもの以外に、これを副教材で使うというのは、それはあり得ると思うのです。だけれども、制度上、そういうふう途中で教科書として変えることはできないのですか。

私の質問の意図は、要するに知的固定とか情緒障害の固定学級用の教科書は、毎年採択しなくていいのかということなのです。法的根拠はよく知らないのです。

【教育指導担当主幹（梶井）】 本市においては、今回特別支援学級（知的固定）の教科用図書採択となっておりますので、こちらについては毎年採択を検討していくということになっております。情緒固定につきましては、通常において使用する教科書と同一のものを使用するというふうにしておりますので、情緒固定についての見直しはございません。

【教育長（岡田）】 確定ではないのですが、知的固定は歴史的にどの地域でも学校がありますけれども、情緒障害の固定学級はほとんどの区や市でまだ設置されていまして、青梅市はかなり先行しております。そこは、情緒固定の場合の教科書を毎年採択ができるかどうか、都教委にもう一度確認したいと思います。情緒障害固定学級においても毎年度、必要に応じて、入学する児童・生徒の状況に応じて採択ができるかどうか確認してもらって、次回また報告していただけますかね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 以前は特別支援学級ということで、知的固定と情緒固定もあわせて採択要領等もございましたが、本市において情緒固定は通常学級において使用するものと同一のものというふうにして、知的固定の学級の教科書のみの採択をするというふうになっております。あわせてもう一度確認させていただきます。

【教育長（岡田）】 そういうふうにしたからそれでいくということでもなく、やはり毎年毎年さまざまな状態の児童・生徒が入学あるいは進学してきますので、それにあわせて幅広いことが可能であれば。

【委員（大野）】 できるかということではなくて、しなくていいのかということなのです。つまり、今これでいいですよということ動いていって、私がちょっと心配しているのは、しなくてはいけなくもかかわらず採択の手続をとらなかったら、青梅市教育委員会として誤ってしまうので、そちらの方から聞いています。

【教育指導担当主幹（梶井）】 そちらについては、必ず確認をさせていただきます。

【教育長（岡田）】 そこは宿題という形で、次回また報告させていただきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、令和3年度青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書採択要領について、は承認されました。

2 令和4年度に使用する青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書の検討について(学務課)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項2を議題といたします。令和4年度に使用する青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書の検討について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹(梶井)】 それでは、協議資料2をご覧ください。令和4年度に使用する青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書の検討についてでございます。

令和3年度青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書採択要領にもとづき、次のとおり青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書検討委員会の意見を求めるものです。

1. 検討事項につきましては、令和4年度に使用する青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書の採択についてです。

2. 理由としましては、令和3年度青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書採択要領にもとづき、教科用図書の採択について意見を求めるものでございます。

3. 報告時期は、令和3年8月4日まででございます。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、令和4年度に使用する青梅市特別支援学級(知的固定)教科用図書の検討について、は承認されました。

3 青梅市就学の援助に関する規則の一部改正について(学務課)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市就学の援助に関する規則の一部改正について、を説明いたします。

【学務課長(榎戸)】 それでは協議事項3、青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則要綱についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度税制改正の大綱

およびその後、平成30年3月31日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律の中で、個人所得課税に関し給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引下げられること、またその適用が平成32年分以後とされたことから、その改正にもとづき認定審査を行う今年度以降の就学援助について、申請者に税制改正に伴う不利益が生じないように、規則の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、協議資料3をご覧ください。

1. 改正の理由であります。平成30年度税制改正において、個人所得税にかかる給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替が行われたことによる不利益等を生じさせないため、受給資格の要件にかかる所得金額の算定方法を見直そうとするものであります。

2. 改正の内容であります。別表1関係として、資格要件にかかる前年の総所得金額に、給与所得および公的年金等所得がある場合には、その金額から10万円を控除して得た金額を前年総所得金額とする規定を追加するものであります。

3. 施行期日等につきましては、令和3年4月1日であります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。税制改革に伴う不利益が生じないように配慮するということです。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市就学の援助に関する規則の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について（学務課）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について、を説明いたします。

【学務課長（榎戸）】 それでは、協議事項4、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

本件につきましては、ただいまご承認賜りました協議事項3と同様に、所得税法等の一部を改正する法律に伴う申請者への不利益を生じさせないこと、および所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

それでは、協議資料4をご覧ください。

1. 改正の理由であります。平成30年度税制改正において、個人所得にかかる給与所得控除および公的年金控除から基礎控除への振替が行われたことによる不利益等を生じさせないため、受給資格の要件にかかる所得金額の算定方法を見直そうとするものであります。

2. 改正の内容であります。(1) 第3項関係として、資格要件にかかる前年の総所得金額に、給与所得および公的年金等所得がある場合には、その金額から10万円を控除して得た額を前年総所得金額とする規定を追加するものであります。

また、(2)として、その他所要の規定の整備を行うものであります。こちらにつきましては、資料を1枚おめくりいただき、お手元の新旧対照表をご覧ください。

真ん中より少し下の8給与種目および給与額のところに表がございますが、その中の7通学費において、車両のパンク修理代に関し、これまでは表の右側にあるとおり「自転車」を対象としておりましたが、改正後は表の左側のおり「自転車等」と「等」を入れることで、自動車などその他の車両についても通学費の支給対象としようとするものであります。

また、これに伴いまして、その下の9通学費支給基準において、裏面に続きますが、(7)の修理代に関する項目においても「自転車等」とするものであります。

なお、特別支援学級就学奨励費に関しては、校長が適当であると認めた場合は保護者等の送迎が認められており、文部科学省事務処理資料においては、通学に要する交通費の中で、「常態として、自転車等を利用して通学する場合の自転車等のパンク修理代」と明記されていることから、そちらにならない改正しようとするものであります。

1枚お戻りいただき、協議資料の4をご覧ください。

最後に実施期日等につきましては、令和3年4月14日から実施し、同年4月1日から適用するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(榎本)】 ということは、車のタイヤ代ということになるのでしょうか。

【学務課長(榎戸)】 おっしゃるとおりで、車のタイヤのパンクが発生した場合には、請求があればそちらを審査して、該当すればお支払いするというものであります。

【教育長(岡田)】 たまたま送迎中にパンクした場合に限るわけですね。

【学務課長(榎戸)】 そうです。

【教育長(岡田)】 難しいね、これは。青梅市だけではなくてどこもそういう対応をするのかね。

【学務課長(榎戸)】 文部科学省の事務処理資料でそのように示されておりますので、調べてはいないのですけれど、基本的にはそれにならっていくと考えております。

【教育長(岡田)】 そういうことだそうですね。

よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について、は承認されました。

5 青梅市新学校給食センター整備事業の答申時期の変更について（学校給食センター所長）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市新学校給食センター整備事業の答申時期の変更について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、協議資料5についてご説明をさせていただきます。

青梅市新学校給食センター整備事業の答申時期の変更についてでございます。こちらにつきましては、令和2年度第10回（令和3年1月13日）に実施されました定例会の協議事項5においてすでに諮問させていただき、ご承認をいただいたところでございます。今回この期間につきまして変更させていただきたいということでご提案させていただいております。

1. 変更の内容でございますが、答申の時期につきまして、「令和3年5月31日まで」としていたところを、「令和3年12月31日まで」に変更したいというものでございます。

2. 変更の理由でございますが、青梅市新学校給食センター整備事業の実施方針を定めるに当たりまして意見の集約を図っているところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止、緊急事態宣言の再発出または期間の延長などがございまして、密となる会議の開催を抑制したことから、十分な意見交換が现阶段でまだ図れていないというところでございます。作業の方が遅れており、大変申し訳ございません。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

慎重に審議してしっかりしたものをつくっていかうということで、よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市新学校給食センター整備事業の答申時期の変更について、は承認されました。

6 青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱の制定について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱の制定について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、協議事項6、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。

資料の2枚目をご覧ください。こちらで説明をさせていただきます。

まず、1. 設置についてでございますが、本委員会は青梅市文化交流センターにおいてカフェを経営する事業者の選定を厳正かつ公正に行うためのものがございます。

2. 所掌事項につきましては、プロポーザル方式による事業者選定の実施方法をまとめた実施要領の決定に関する事、カフェ事業者の選定に関する事でございます。

3. 組織につきましては、委員長を教育部長、副委員長を社会教育課長とし、委員は企画政策課、市民活動推進課、商工観光課に所属する職員のうちから教育部長が指名する職員各1名としております。

4. 委員長および副委員長の職務、5. 会議につきましては記載のとおりでございます。

6. 報告につきましては、委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、青梅市長に報告することとしております。

7. 庶務、8. その他については記載のとおりでございます。

9. 実施期日等につきましては、令和3年4月14日から実施し、第6項の規定にもとづく市長への報告をした日の翌日をもって廃止することとしております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

先ほどの報告事項であった業者の選定です。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第1号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【教育長（岡田）】 次に、議案審議に移ります。

議案第1号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。

青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてでございます。

1枚おめくりください。学校給食センター条例第3条にもとづき委員10名で構成する審議会でございます。左側が現任、今回改選ということで右側に記載をさせていただいてございます。

氏名の欄で上からお2人目の学校長の職にある者4名の中の第五小学校の中嶋校長が転出に

よりまして、新たに今井小学校の神尾校長に委嘱しようとするものでございます。

お戻りいただきまして、任期につきましては現任期の残任期間ということで、令和3年4月1日から令和3年8月31日までということでお願いしようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第1号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第2号 青梅市社会教育委員の委嘱について

【教育長（岡田）】 次に、議案第2号を議題といたします。青梅市社会教育委員の委嘱について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、議案第2号 青梅市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。

委嘱の内容でございますが、青梅市小学校長会選出の委員につきまして、委員の辞任に伴い、議案に記載の1名を、社会教育法第15条の規定にもとづきまして、青梅市社会教育委員に委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間は、令和3年第1回社会教育委員会議で委嘱状を交付する令和3年4月20日から令和4年5月13日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

藤原先生から刀禰先生にかわるということです。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第2号 青梅市社会教育委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第3号 青梅市青少年委員の委嘱について

【教育長（岡田）】 次に、議案第3号を議題といたします。青梅市青少年委員の委嘱について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、議案第3号 青梅市青少年委員の委嘱についてご説明申し上げます。

青梅市青少年委員につきましては、令和3年4月30日をもちまして任期満了となりますことから、青梅市青少年委員の設置に関する条例第3条の規定にもとづきまして、委嘱しようとするものでございます。

恐れ入りますが、資料をおめくりください。

別紙のとおり、新たに委嘱しようとするものは、各小学校区に1名ずつ、記載の16名でございます。表の中ほど、改選の欄の中で、今回委嘱する方のうち新任の委員は、上から第五小学校区、下にいきまして霞台小学校区、その下の友田小学校区、下から2行目の藤橋小学校区の4名の方でございます。ほかの12名の方は再任でございます。

委嘱の期間は、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間でございます。

次のページをおめくりください。この表は前年度と改選の表となっております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第3号 青梅市青少年委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

【教育長（岡田）】 次に、先ほど協議事項3が承認されことに伴い、議案が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に議案第4号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、を追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認め、本日の日程に議案第4号を追加いたします。

議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

議案第4号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について（追加）

【教育長（岡田）】 それでは、追加の議案審議を行います。

ただいま議題となりました議案第4号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【学務課長（榎戸）】 それでは、議案第4号につきましてご説明申し上げます。

先ほど協議事項3でご承認いただきました青梅市就学の援助に関する規則の一部改正でございます。

1枚おめくりいただきまして、青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則をご覧ください。

青梅市就学の援助に関する規則の一部について、別表第1中「総所得金額」を「の総所得金額（内訳に給与所得および公的年金等所得がある場合には、当該総所得金額から10万円を控除して得た額）、退職所得金額および山林所得金額の合計額」に改めるものでございます。

先ほどの協議資料の新旧対照表に書いている部分でございます。

この規則の施行ですが、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第4号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（人事案件）について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項2、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告（人事案件）について、を議題といたします。

本件は、青梅市立小・中学校教員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

【非公開】

【教育長(岡田)】 ここから会議を公開といたします。

【公開】

【教育長(岡田)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【文化課長(北村)】 本日お手元に、郷土博物館新収蔵品展と吉川英治記念館春季展示のチラシを配付させていただきました。吉川英治記念館の展示についてはすでに開催しておりますが、郷土博物館新収蔵品展につきましては、先ほども教育長の方からお話がありまして、4月17日から6月20日までの展示となっております。内容につきましては、市民の方を中心に郷土博物館に寄贈いただいた収蔵資料の展示となっております。

会期中にぜひ観覧いただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

【教育長(岡田)】 ほかにいかがでしょうか。

【学務課長(榎戸)】 前回の教育委員会で榎本委員からご質問を受け、保留していた件です。産業医の関係で学校医が産業医を兼ねることができるのかというご質問だったのですが、現在委嘱している学校医の方々については産業医に関する資格等を確認していないため、産業医を現時点ですぐにお願いすることはできない状況でございました。

【教育長(岡田)】 ほかにいかがでしょうか。

【委員(稲葉)】 ネットたまぐーセンターの運営なのですが、市民活動推進課の方がセンターに入って運営されていますが、全体管轄は社会教育課、教育委員会ですよね。そうすると、社会教育課の職員の方が誰もいらっしゃらないので、社会教育に関係するところで市民活動推進課の方へお話ししてもなかなか話が通らないということを目にするので、どんなふうになっているのかなど。やっぱり管轄の方を誰か責任持ってきちっとそこへシフトしておかないと、なかなか市民の声が届かないのかなと思いました。行事はいろいろされているようで、そのコーディネーターの方と二、三回話をしましたが、そのときも意思疎通がうまくいかなくて、運営と管轄の連携がうまくいっていない感じを私は受けたんです。その辺、どうなっているのかなと思って。

【社会教育課長(和田)】 確かに今ネットたまぐーセンターについては、社会教育課の職員が

常駐はしておりませんが、何かあった場合は市民センターの方かコーディネーターの方にお伝えいただければ、その連絡がくることにはなっています。このことがもし徹底されていないのであれば、再度徹底してまいりたいと考えております。

【委員（稲葉）】 例えば社会教育課に届かないといけない市民の声が、市民活動推進課にいつてしまうので、ダイレクトに社会教育課に伝わってないなと思います。社会教育課がそれを聞いてすぐに動けるような感じはあまりしていない。あの大きなセンターを運営するのに、社会教育課の職員が誰もいないというのは何かちょっとと、私は個人的な意見としてそう思っているんです。

【教育長（岡田）】 そうなると人事も含めてのことになりますが、教育部長いかがですか。

【教育部長（浜中）】 もともと私は市民会館の文化課長兼館長ということであそこにいました。教育委員会の一部署として市民会館として運営していた。そういう中で、青梅市民センターは今の青梅図書館のところにありました。別組織でした。それを、公共施設の再編の中でネットたまぐーセンターができ、青梅市民センターが移ってきた。管理運営は青梅市民センターの職員がやる。館の生涯学習的な部分は社会教育が庁舎から担うと。そういうような形の棲み分けがなされたんですね。ただ、開館当初については、週末等を中心に社会教育課の職員が交代でネットたまぐーセンターでの勤務を行ったりして、その辺の埋め合わせをしていましたが、ここで本格的にそういう分けられ方をしたという実態がございます。

今、稲葉委員のお話を聞いていた中で、市民の声が直にネットたまぐーセンターへの要望として、担当である社会教育課に届かないというような実態があるのであれば、その辺のところは今後よく検討していかなければいけない。人の配置を含めてということですが、これについては人事当局というのは市全体の中で総務部にございますので、そこときちんと話をして交渉していかなければいけない。まずは、その実態ですね。今は市民センターがあそこに入って運営をしている。生涯学習部門というのは社会教育課が担っている。これがうまく機能するように現状ではやっていますが、稲葉委員がおっしゃったようにクッションをおいていることにより、もしかすると市民の声がうまく届いていないのかもしれない。そういうようなことはないように、今後図っていきたいと思います。

【委員（稲葉）】 話をお聞きしていて、コーディネーターさんの居場所がないような気がしたんですよね。常にいろいろなソフトの部分を受け持っていらっしゃるコーディネーターさんの居場所というのがあそこにあってほしいなと。そうすると、そこへ集まって、コーディネーターさんたちがお話をされたり、社会教育課とお話をされたりすることができる。そういうことをコーディネーターさんと話して感じたものですから、その辺はもう少し密になるように。相談者も、社会教育課に話を持っていったら、たらい回しにされたみたいな感じなので、そういうことがないようにできればなと思っております。

【教育部長（浜中）】 わかりました。よく検討して、そういう事態にならないようにやってまいりたいと思います。

【委員（稲葉）】 よろしくお願ひします。

【教育長（岡田）】 開設した当初は、もともと社会教育課にいた人間がたまたま人事上、青梅市民センターに行ったので連携がよかったのですが、あくまで青梅市民センターという辞令で出ていますのでね。場合によっては市長部局の市民活動推進課の青梅市民センター勤務、あわせて教育委員会の社会教育課勤務という兼務で発令して、両方の仕事を担わせるというケースもありますので。今後そういう意思の疎通が図れば、そういう手法も職員課の方に協議して依頼していくようなこともあるかなど。また、そういう複数の立場の仕事を担える職員でなければいけませんので、そういうことも含めてよく職員課と、部長と課長で調整を図っていただきたいと思ひます。そういう市民の声があったということで、よろしくお願ひいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

ちょうど今手元にありますが、登校支援室の活動計画の後ろの方、実際の具体的な幾つかの事例を読んで、家庭に行って一人一人のケースの改善があったという報告がありました。法律が変わった中で、学校に戻れないまでも家から出るということを支援してきた実績があつてよかったなと思つております。登校支援室が不登校の対策に役立つことを願つているところであります。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の日程についてでございます。お手元の資料をご覧ください。

4月14日（水）教育施設の訪問になります。市立美術館の五百城文哉作品展の鑑賞となります。

4月22日（木）東京都教育施策連絡協議会、午後3時30分から、オンラインでの参加となります。

5月12日（水）第2回教育委員会定例会、午後1時30分からとなっております。

今後の日程は以上です。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時00分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員